

田子の浦港みなと機能継続計画

— 感染症編 —

V e r 0.1

令和5年3月

田子の浦港防災対策連絡協議会

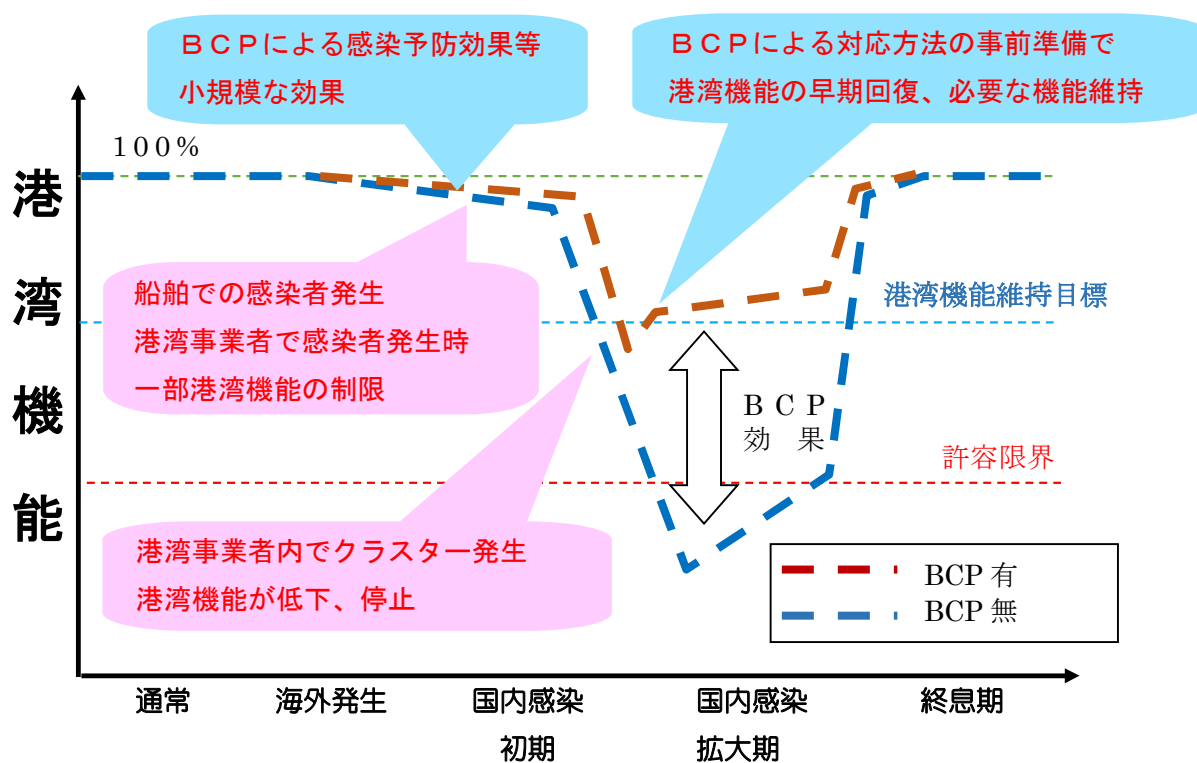
1. 目的.....	2
2. 本BCPで対象とする感染症.....	2
3. 実施体制.....	3
4. 感染症の発生状況と港関係者への感染のリスク	3
5. 港内で感染者が発生した場合の港の事業活動へのリスク	3
6. 対策.....	4

1. 目的

我が国は、資源・エネルギー・穀物等、海外からの輸入に依存しており、その殆どが、船舶を利用していることもあり、港湾は県民や県内事業者にとって社会インフラとして重要な役割を担っているところである。

本BCPは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック的な感染状況を鑑み、事前に、田子の浦港の感染症に関する事業継続計画を策定し、対策や体制の確認をすることにより、今後世界的な感染症の発生時において、港が、海外と日本の接点であり、世界的感染症発生時における水際対策の場所の一つとして認識し、検疫や防疫機関と連携・協力し、海外から港内関係者への感染症の持ち込みを防ぐことで、国内での感染症まん延の防止に努めるとともに、船舶内での感染者の発生時や、港内関係事業者内での感染発生による港湾機能の停滞や停止を防ぐことを目的とする。

感染症発生時の港湾リスクとBCP有無の相関図



2. 本BCPで対象とする感染症

本BCPは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を念頭に作成するが、体制や手順等は他の感染症(感染症法2類以上相当もしくは、国外で発生し、国からの重要な注意喚起があった感染症を想定する。)でも準用するものとする。

3. 実施体制

情報交換及び、感染症発生時等情報伝達のための組織として、港に係る官公署と港湾関係事業者の代表で構成する田子の浦港保安委員会・対策協議会（以下「保安委員会」という。）のメンバーを基本とし、必要に応じ、富士保健所をオブザーバーとして参加要請する形とする。

4. 感染症の発生状況と港関係者への感染のリスク

(1) 未発生期

特にリスクは発生しない。

(2) 海外での発生期

外航船舶の乗員等から港湾関係事業者の職員や官公署を含めた港関係者（以下「港湾関係事業者等の職員」という。）への感染の可能性、併せて、当該感染者を經由して、事業者内の職員やその家族を含め、国内への感染持ち込みのリスク
（国間の感染拡大の恐れ:水際対策期）

(3) 国内での感染初期

(2)のリスクに加え、港湾関係事業者の職員等への内航船の乗員を含む国内の感染者からの感染発生のリスクと、感染した職員等から周囲の港湾関係事業者の職員等や、寄港中の船舶の乗員に感染するリスク
（国内感染の拡大による港湾関係者への感染の恐れ）

(4) 国内での感染拡大期

(3)のリスクの増大に伴い、港湾関係事業者内の職員の感染者の発生の可能性増加に加え、事業所内クラスターの危険性が増加
（港湾関係事業者内でのクラスター発生の恐れ）

(5) 感染終息期

特にリスクは発生しない

5. 港内で感染者が発生した場合の港の事業活動へのリスク

(1) 船の乗員に疑似感染者が発生した場合

- 乗員の感染確認の間、船が出港できず、係留施設を占拠することで、他の船が当該係留施設の利用ができなくなるリスク(数日程度)
- 外航船舶での発生で、無線検疫入港前に確認された場合、清水港での検疫になるため、田子の浦港での長期係留とならないが、内航船の場合は長期係留の可能性

がある。

(2) 船の乗員に感染者が発生した場合

- ・ 同乗の乗員が濃厚接触者と判断され、一定程度の船内隔離になり、出港できず、岸壁を長期にわたり占拠するリスク

(3) 田子の浦港に寄港中の船舶でクラスターが発生した場合

- ・ (2)の船内隔離のリスクに加え、船員の大半が下船する場合等、代替船員が到着するまで出港ができず、岸壁を長期占拠するリスク(外航船等、状況により長期になる可能性)

(4) 港内事業者での感染者の発生

- ・ 港湾関係事業者の事業所内での感染者や濃厚接触者が発生した場合、当該職員が業務に就けなくなることで、事業所の活動が制限され、当該事業者が担う港湾機能が低下するリスク

特に水先案内、曳船、ポートラジオ等の港の基本機能に関わる事業所の場合や、専門的な荷役機器のオペレータ等の代替要員の少ない部署の場合、少ない感染者数でも、港湾の利用に影響があり、さらに、残りの人員が濃厚接触者とされた場合等、港の利用が大きく制限されるリスク

(入出港の遅滞や遅延、荷役作業の遅れ)

(5) 港内事業者内でのクラスターの発生

- ・ 港湾関係事業者の事業所内でのクラスターの発生により、感染者だけでなく、当該事業所(部署)の周囲の職員の多数が濃厚接触者と判断され、当該事業者の事業が大幅に停滞、停止し、港湾機能が低下・停止するリスク

((4)記載の港の基本機能に関わる事業者や特定の技能者の多数が関わるクラスターが発生した場合、港湾の利用そのものが、大幅に制限される可能性がある。)

6. 対策

(1) 保安委員会を中心とした情報連絡体制

- ① 事前に情報連絡体制を構築し、毎年度連絡先の確認等を行う。

- ・ 別紙1 連絡体制図

- ② 感染症関係の情報収集と情報提供

事務局(田子の浦港管理事務所)は、各省庁や県から提供される以下の感染症情報を収集し、①の連絡体制により、メール等で保安委員会メンバーに情報を提供するものとする。

保安委員会のメンバーである事業者団体は、提供された情報について、傘下の港内事業者等に情報提供と感染防止対策等への協力を要請する。

- ・ 国外における感染症の発生情報(感染発生地域等)
- ・ ウイルスの情報(感染形態、感染力、発症の状況等)
- ・ 渡航制限、出入国の制限等の情報
- ・ 防疫方法の情報(対策方法、感染予防のポスター等)
- ・ 感染予防への協力依頼(企業・事務所内の感染予防、ターミナル等の一般の方が集まる場所での感染対策等)
- ・ イベント等の制限、移動制限、出勤制限等の国の指示・要請

(2) 企業内感染症対策BCPの作成の依頼と支援

港湾関係事業者内での感染者発生とクラスターの発生及び、それに伴う当該企業の業務の停滞、遅延による港湾活動の低下や停止を防ぐため、各港湾関係事業者毎に企業内の感染症BCPの作成を行うよう依頼する。

以下の作成要領を提供し、企業内のBCP作成の支援を行う。

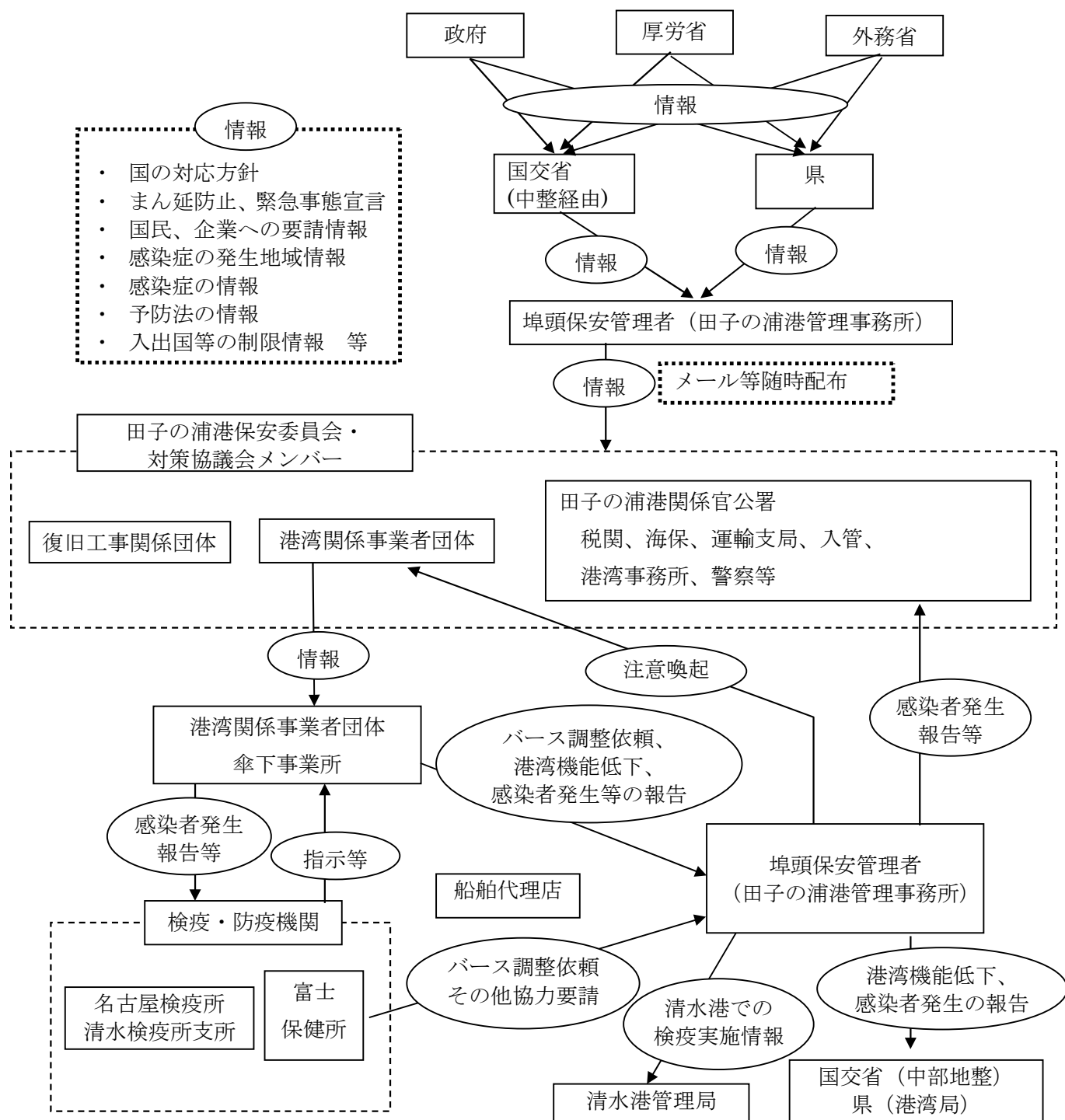
- ・ 別紙2 港湾関係事業者BCP作成要領

(3) 田子の浦港内における感染者(疑含む)発生時の対応

田子の浦港に寄港中の船舶及び入港直前の船舶で、感染者(疑含む)発生時、港湾事業者内で従業員の感染者(疑含む)が発生した場合の対応について手順書を作成し、感染拡大、港湾機能の低下を防ぐ。

- ・ 別紙3 田子の浦港内における感染者(疑含む)発生時等の対応

別紙1 連絡体制図



連絡方法

資料提供などは原則メールとし、必要に応じFAX等を併用する

緊急時は、電話連絡を行う。

電話番号など、保安委員会の緊急連絡網参照

別紙2 港湾関係事業者BCP作成要領

- * 各事業所で検討する内容の一例です。
- * 事業所の規模や、業務内容に合わせた修正をお願いします。
- * すでに対策している内容と合わせ、作成してください。

1 目的(記載例)

パンデミック的な感染症発生時に、感染予防措置をとることで、事業所内での感染症の発生及び感染の拡大を抑制するとともに、職員等の感染若しくは濃厚接触者判断による従業員の不足等、事業活動への影響発生時の対策方法を記載し、事業の停滞や停止をできるだけ少なくするとともに、重要な社会インフラである港湾の機能を維持することに資することを目的とした内容を記載します。

ポイント

基本は、企業として貴社の従業員やその家族を守り、貴社の業務（経営）を維持することですが、その結果として、重要な社会インフラである港湾機能を維持することで大きな社会貢献でもある点です。

2 対象感染症

本BCPは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を念頭に作成するが、体制や手順等は他の感染症でも準用するものとします。

3 体制について

事業所内における対応体制を記載します。

- ・ 総指揮、資材担当、防疫(感染予防)担当、人員調整担当等の役割分担等
- ・ 連絡体制の記載
 - ： 関係する船舶側(船員等)で感染(疑い含む。)が発生した情報
 - ： 従業員若しくはその家族に感染が発生した情報

4 リスクについて

本BCPのリスクを参考に記載します。

- ・ 職員・家族への感染リスク、事業所内クラスター発生のリスク
- ・ 感染による職員不在での業務の遅延、停滞のリスク

ポイント

BCPは事業継続計画ですので、リスクの明示は、必ずしも必要ではありませんが、リスクの分析をしておく、目的がはっきりし、対策が決定しやすくなります。特に感染症の場合は、従業員への感染のリスクと、クラスターの発生等で、貴社の事業そのものが低下・停止する２段階のリスクがあることです。

事業によっては、従業員の感染による風評被害を考慮する必要があります。

5 感染予防の対策

- (1) 田子の浦港管理事務所から提供される国交省や厚労省等の感染予防策や、感染症発生場所の情報、渡航禁止(制限)地域の情報に基づく事業所内での感染予防対策。
- ① 予防対策のポスターなどの掲示と、職員への対策徹底周知を行う等
 - ② 感染拡大の状況に応じた、事業所内での、マスク着用や手洗い励行、感染防止スクリーンの設置等の感染予防策に加え、集団感染を防ぐための時間差での通勤や昼食時間設定等の対策
 - ③ 感染症発生国(地域)渡航禁止国(地域)などを周知し、当該地域からの来港船舶の場合の注意と対策
： 当該船舶の乗員と接触する従業員にマスクや手袋、防護衣等の防疫手段を促す。
(区別せず、海外発生期は、全船で同様の対応を検討するのもあり。)
 - ④ イベント開催の制限、出勤の削減、国内を含む移動制限等の政府方針案への事業所としての対応方針
 - ⑤ WEB 会議の利用等、ICT を利用した感染予防策

ポイント

基本的な感染予防策の実施は必要ですが、感染症の危険度や、国内の感染状況により、対応(程度)が異なる場合もあるので、内容は、対策案の例示とし、状況に応じて、責任者が実施内容を決定する方法も有効です。

なお、旅客等、業種によっては、利用顧客の感染予防策が必要な業務もありますので、各業界の感染対策マニュアルを参考に、記載することが有効です。

例 フェリーでの乗船手順等をレベル別で3段階程度例示しておく等。

- (2) 関係する船舶の乗員に感染(疑い含む)者発生時の対応

(船主・船舶代理店等)

- ① 検疫・防疫関係部署及び田子の浦港管理事務所への通報
 - ・ 外航船舶(検疫前) 清水検疫所支所、田子の浦港管理事務所
検疫所の指示で、清水港で検疫を行う場合、清水港管理局にも連絡
 - ・ 内航船舶及び検疫済みの外航船 富士市保健所、田子の浦港管理事務所
国内での診断・検査の体制が十分に整っていない感染症拡大初期は、保健所と相談し、診断・検査を行う。
国内の検査・診断体制が整った後は、医療機関で受診する。
(感染と診断された場合、医療機関(医師)から保健所に通知され、保健所から船舶に、濃厚接触者の確認等がある。)
- ② 社内責任者等への連絡
- ③ 防疫、検疫機関への通報後は、船内隔離や、船舶の待機等、当該機関の指示に従

った対応をする。

(その他の船舶(船員)と接触のある港湾関係事業者)

① 当該船舶の船員との接触を軽減する対策の検討

例 水先案内の場合、船外誘導の検討等

曳舟や綱取、ポートサービス、荷役等船舶周辺での作業や船舶代理店等、通常船舶との接触がある事業所では、船舶側との非接触での対応方法の検討

ポイント(例として水先案内)

水先案内業務では、通常の外航船への乗り込みでの誘導を、小型船乗船での外部から誘導への切り替え等の検討

- * 感染拡大の初期等、船舶の出発地や経由地の情報を参照するの也有
- * 国内感染拡大期には、感染者の多い、都市部の港からの船舶にも注意
事前に小型船での誘導の検証とテストを行っておく等の対策も有効
- * パイロットが濃厚接触者となり、水先の業務が止まると大型船が寄港できなくなる可能性を避ける。

② 当該船舶の乗員と接触しなければならない場合のマスクや手袋、防御衣等の防疫手段の徹底

③ 船舶側乗員との接触前後の手洗い、うがい等の予防対策

④ 連絡手順、方法の確認(職場内での連絡と、検疫・防疫機関や田子の浦港管理事務所、港湾サービスや荷役等の関連港湾事業者等)

⑤ 関係する船舶で感染者(疑含む)が発生した場合

- : 検疫所(検疫前の外航船)若しくは保健所(内航船若しくは検疫後の外航船)
- : 田子の浦港管理事務所
- : 事業者内
- : 必要に応じ、当該船舶に関係する港湾事業者や港湾サービス提供者

⑥ 職員若しくはその家族に感染者(疑含む)が発生し、職員が濃厚接触者となった場合

- : 事業者内での連絡方法
- * 保健所には感染を診断した医療機関から連絡される。

6 資材の備蓄

各業種別のガイドラインなどを参考に記載

- (1) 職員用のマスクや、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウムなどの備蓄
- (2) 職員食堂や会議室、受付用の感染予防資材(スクリーン等)や、検温機器
- (3) 船舶との接触のある事業所は、防御衣、ゴーグル、使い捨て手袋等

- * 各種の感染症でアルコールと次亜塩素酸ナトリウムが汎用性が高く有効です。

(4) 検査キット(抗原検査用)

ポイント

手指の消毒等はアルコール消毒であるが、感染症によってはアルコール類が有効でなく、石けん等での手洗いが有効な場合があります。

次亜塩素酸ナトリウムは、手すりなどの拭き掃除消毒に向くが、広範囲での噴霧消毒には、吸入の危険をとまなうため、消毒の専門家による対応が必要。

検査キットは、消費期限もあるため、長期の保管はできないので、感染症が発生してからの手に入ります。

7 事業所内感染の防止策

- (1) クラスター発生を防ぐための食事や休憩時の職員の分散
： 時間を分ける、場所を分ける、同一部署の集中をさける等
- (2) **感染者(疑含む)及び濃厚接触者**発生時の他の職員との隔離方法の検討
： 発生確認時点で、自宅待機等(WEB 等での連絡や引継・調整等の検討)
- (3) アンローダー操作者等の代替の無い特定技能者の感染からの保護策
： 世界的感染初期の段階から、感染予防策を講じる
： 感染拡大期にこれらの特定の数名を集めない工夫
- (4) WEB 会議の利用等、ICT を利用した感染予防策

8 事業所内で感染者若しくは濃厚接触者が発生した場合の事業の停止防止策の検討

- (1) クラスター若しくは濃厚接触で、多数の職員が従業不能の場合を勘案しての、代替要員の確保方法の検討
 - ・ 社内の部署間での相互応援
 - ・ 港内若しくは他港の同業者との相互協力等
 - ・ 発生時の事業の縮小を最小にする方法の検討
 - ・ 他部署の職員が応援が可能なように、業務のマニュアル化等

ポイント

事業所や課、係単位で、クラスターが発生し、当該所属の職員の大多数が濃厚接触判定の場合、当該部署の業務が停止することが予想されます。

濃厚接触による検査期間や隔離期間中に当該部署の業務を他の部署が分散して請け負う等の体制の事前調整と、他部署の職員が対応するのに必要なマニュアルの整備と、出勤できない職員による、WEB を利用した支援方法等を記載することが有効と思われます。

- (2) 代替性の無い要員に**感染者(疑含む)**が発生した場合の業務継続の手法検討
 - ・ WEB 会議等の活用により、自宅待機のままでの業務継続
 - ・ 予備要員の教育体制(資格者の確保等)確保

- ・ 港内若しくは他港の同業者との相互協力等

ポイント

各事業者で、少数の特定の技能を持つ者で運用される業務は、当該職員が感染した場合、代替の確保が困難な場合があります。

既に対応されている事業所もあると思いますが、当該感染症対策だけでなく、その他の災害時も含め、特定技能職員が出勤出来ない場合の事業継続を想定して検討をお願いします。

9 その他 当該事業所独自の対策

各企業の特性に合わせた、パンデミック的な感染症発生時の対策等

例: 輸出先の港が感染の影響で荷役が遅れた場合、輸出品の搬出が遅れ、蔵置スペースが不足する可能性があり、その場合の蔵置スペースの確保方法の検討

別紙3 田子の浦港内における**感染者(疑含む)**発生時の対応

1 船舶からの**感染者(疑含む)**発生の情報を受けた者は、以下により対応する。

(1) 検疫前(入国前)の外航船舶から船舶代理店等が受信した場合

- ① 名古屋検疫所清水検疫所支所に連絡するとともに、その後の指示を仰ぐ。
 - * 着岸・臨船検疫実施の有無 着岸・臨船検疫実施の場合、基本的に清水港での検疫になる。
- ② 田子の浦港管理事務所に連絡する。(電話で速報、メールで詳細も可)
 - ・ メール tango-kanri@pref.shizuoka.lg.jp 電話 0545-33-0496
 - ・ 内容 船名、船籍、入港予定日、係留予定バース
感染状況(人数、発症日、検査日、確定日)、
検疫所の指示内容(検疫場所など)
- ③ 検疫所の指示で、清水港で検疫を行う場合等、
清水港管理局(港営課 054-353-2208)と検疫(隔離)期間中のバース確保の相談を行う。

(2) 内航船舶若しくは、寄港中(検疫後)の外航船から**感染者(疑含む)**の情報を受けた場合

船舶代理店や、船主等

- * 内航船や、検疫終了後の港内滞在中の外航船での感染の場合、検疫(検疫所)ではなく、防疫(保健所)対応となる。

国内の他港で入国(検疫)を済ませた外航船(客船含)も同様

- ① 相談先等
 - ・ 国内感染の初期(検査方法が未確定や検査可能な施設が少ない時期)
富士保健所と相談し、診断や検査、の指示を仰ぐ。
 - ・ **国内感染の拡大期以降**(一般の医療機関で検査・診断が可能になってから)
基本は各自で医療機関を受診、感染の場合、当該医療機関の医師から保健所に通報される。
受診可能な医療機関や検査機関の相談は、保健所で可能
- ② 田子の浦港管理事務所に連絡する。(電話で速報、メールで詳細も可)
 - ・ メール tango-kanri@pref.shizuoka.lg.jp 電話 054-353-2202
 - ・ 内容 船名、
感染状況(人数、発症日、検査日、確定日)、
係留情報(入港情報、係留箇所、出港予定等)、
隔離・待機の情報(感染者、濃厚接触者(人数))
- ③ 検査期間、船内待機中のバースについては、田子の浦港管理事務所(総務管理課

0545-33-0495)と相談

2 港内関係者より田子の浦港における船舶内での**感染者(疑含む)**発生の情報を受けた場合の田子の浦港管理事務所による港内への周知

(1) 感染情報の関係官公署への通知は田子の浦港管理事務所で行う。

① 連絡先

清水海上保安部田子の浦分室
清水港湾事務所(中部地方整備局)
名古屋出入国在留管理局静岡出張所
中部運輸局静岡運輸支局
名古屋税関清水税関支署田子の浦出張所
名古屋検疫所清水検疫所支所
名古屋植物防疫所清水支所
県港湾局

② 通知内容

船名、感染状況、係留情報(入港情報、係留箇所、出港予定等)、隔離・待機情報

- * 感染者の氏名、年齢、性別等の個人情報を含まない。
- * 発生時の第1報と、濃厚接触者を含む船舶の隔離期間の決定後の第2報とし、場合によっては、確定後の第2報のみの場合もある。
- * 報道などへの資料提供は県(港湾局)に一任し、**田子の浦港管理事務所**では対応しない。(ただし、厚労省(検疫)の報道公表は妨げない)

(2) 港内事業者への周知は、田子の浦港管理事務所が行い、以下のとおりとする。

① 通知の是非 基本的には混乱を避けるため、詳細な通知はしない。

注意喚起のため、発生に伴う注意喚起を行う。

② 注意喚起案

例: 田子の浦港の港内で、船員の感染がありました。該当船の乗員は、船内隔離をしていますので、皆様への感染の恐れはありませんが、各事業者の皆様も感染にはご注意願います。

3 各港湾関係の事業者内で、感染者が発生した場合の対応

(1) 港湾業務に影響のない範囲で、感染者、濃厚接触者が発生した場合

各事業者のBCPに従い、事業者内での感染対策や業務継続を行う。

併せて、田子の浦港管理事務所への連絡を行う。

連絡事項

連絡方法(メール tago-kanri@pref.shizuoka.lg.jp 電話 0545-33-0496)

感染者の場合

- ・ 感染の状況
- ・ 感染者の業務
- ・ 発症日(検査日、診断日)
- ・ 待機方法、期間(病院、自宅の別、隔離期間 重症度)
- ・ 感染者の場合、周囲の職員への影響(濃厚接触者の有無等)

濃厚接触者の場合

基本的に連絡不要 (感染判明時には連絡を行う。)

ただし、(2)に該当する場合には報告を行う。

- (2) 特定の技術若しくは資格を持つ従業員の感染や濃厚接触者としての自宅待機、若しくは、事業所内でのクラスターの発生や、それに伴う多数の濃厚接触者の自宅待機等で、荷役などの港湾業務に影響がある場合

(1)の対応に加え、港湾事業への影響度合いなどを報告を行う。

例) ○○事業部の職員○○名中感染者○○名、濃厚接触者○○名で、入院○名、自宅待機○○名のため、○月○日から○、○○埠頭での○○の荷役が停止(○○％程度に低下)します。

他部署からの応援により○月○日には、荷役が再開(通常状態)されます。

(○月○日には、自宅待機が解除される(他部署から応援要員を手配する)ため、業務が再開(回復)の見込み。

想定する港湾事業への影響のある状況

- ・ 水先案内や曳船、綱取り等、港湾のインフラ的業務従事者の感染若しくは、濃厚接触による待機により、入港船舶の受入に影響がある場合
- ・ アンローダ操縦者等、特定技能の職員が感染若しくは濃厚接触による待機により、荷役機械の運用に制限が発生し、荷役が遅延する場合
- ・ 事業所内でのクラスター発生や濃厚接触者が多数発生したことで、荷役作業員等の確保ができず、荷役作業の停止または遅延が生じる場合